

議 事 録

令和5年12月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和5年第12回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年12月5日(火) 13時26分から14時20分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	13番 隈部 誠一
14番 坂本 照子			

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名 12番 田中 春雄

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之

農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第77号	農地法第3条の規定による許可の取消
議案第78号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第79号	農地法第5条の規定による許可の取消
議案第80号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第81号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第82号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第83号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第84号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第85号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第17号	農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長(一法師進君)

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

○事務局長(一法師進君)

本日の総会は、12番 田中委員から欠席の届出が出ており、14人中13人の出席となりますが、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第12回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○会長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、11番 廣松委員、13番 隈部委員を指名いたします。

4 議 事

○会長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可の取消を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可の取消です。

本案件は、令和5年11月6日に所有権移転の許可をしましたが、誤って譲受人とすべきではない者を譲受人として申請されていたため、申し出があり、許可を取消すものです。なお、本来の譲受人を申請人とする農地法第3条に基づく許可申請が改めてなされており、後ほどご審議いただきます。

以上です。

○会長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第77号については、原案のとおり許可を取消すことに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○会長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 77 号については、原案のとおり許可を取消すことに決定いたしました。

次に、議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案書の 2 ページをお願いいたします。

議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 163 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は 1 ページ記載のとおりです。

議案書 3 ページをお願いします。

提案番号 164 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 2 ページ記載のとおりです。

議案書 5 ページをお願いします。

提案番号 165 番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、譲渡人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は 3 ページ記載のとおりです。

議案書 6 ページをお願いします。

提案番号 166 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 4 ページ記載のとおりです。

議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 167 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は 5 ページ記載のとおりです。

議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 168 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による新規取得です。調査書は 6 ページ記載のとおりです。

議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 169 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 7 ページ記載のとおりです。

議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 170 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 8 ページ記載のとおりです。

議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 171 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 9 ページ記載のとおりです。

議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 172 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 10 ページ記載の通りです。

議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 173 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は 11 ページ記載のとおりです。

議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 174 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は 12 ページ記載のとおりです。

以上 12 件です。

○会長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 163 番と 164 番について「北部地区担当委員」

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 163 番から 164 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 165 番から 167 番について「南部地区担当委員」

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 165 番から 167 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 168 番から 174 番について「東部地区担当委員」

8 番（米岡一利君）

提案番号 168 番から 174 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありません。

ませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第78号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第78号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第79号 農地法第5条の規定による許可の取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書15ページをお願いします。議案第79号 農地法第5条の規定による許可の取り消しです。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的は議案書記載のとおりです。申請者は法人で、ほうれん草の水耕栽培施設を設置し、それに隣接する申請地を集荷施設及び従業員の駐車場に転用する計画でしたが、水耕栽培施設のための資金の調達に目処が立たず事業を断念するため、申し出があり、許可を取り消すものです。

○会長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第79号については、原案のとおり許可を取消すことに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第79号については、原案のとおり許可を取消すことに決定いたしました。

次に、議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 16 ページをお願いします。

議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 17 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 123 m²を駐車場に転用する案件です。なお、申請地は、令和 4 年からすでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 18 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 354 m²のうち 15.5 m²を道路に転用し、自宅への進入路を拡張する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 19 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 1 m²を公衆用道路に転用する案件です。なお、申請地は、平成 22 年からすでに道路として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 20 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 535 m²にクヌギを植林し、山林に転用する案件です。なお、申

請地は、平成15年ごろに植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書20ページをお願いします。

提案番号21番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑675㎡のうち308㎡を一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、5件です。

○会長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号17番と18番について「北部地区担当委員」

4番（長曾我部田徹君）

提案番号17番と18番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号19番と20番について「南部地区担当委員」

10番（志方精之君）

提案番号19番と20番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号21番について「東部地区担当委員」

2番（守川千穂君）

提案番号21番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

1 番 (多久正光君)

提案番号 19 番について、申請地の地番と所有者の住所は離れているようだが、転用申請地の公衆用道路は誰のものになるのか。申請地周囲は宅地がたくさんあるようなので宅地の住民のための公衆用道路という認識でよいのか。また、周辺の宅地もこの人が売ったものでその際に残っていた土地なのか。

○事務局 (北原薫君)

この周辺の宅地造成を行った際に、土地の分筆及び地目変更登記が行われているが、この1筆について地目変更登記が漏れていたものと思われる。

1 番 (多久正光君)

ということはこの公衆用道路は造成された宅地の所有者の共有ということになるのか

○事務局 (北原薫君)

共同で使うことになるが所有は申請者のままである。

○事務局 (廣田浩之君)

地目が公衆用道路であっても、すべてが公道というわけではない。公道は国県道、市道、里道、農道などと分類されるが、私道という分類もある。個人所有のまま道路として使われているケースは多々ある。今回のケースも私道として使用される形になると考えられる。

1 番 (多久正光君)

現所有者が亡くなられた後の相続はどうなるのか

○事務局 (廣田浩之君)

現所有者が亡くなられた後はその相続人に相続されていくことになる。

13 番 (隈部誠一君)

転用後の固定資産税はどうなるのか

○事務局 (廣田浩之君)

未確認だが制度上非課税の取り扱いになると思われる

○会長 (坂本照子君)

他にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○会長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 80 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 80 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 21 ページをお願いします。議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 60 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 845 m²を取得し、転用者の営む建設業の事務所兼倉庫、駐車場、資材置場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 22 ページをお願いします。

提案番号 61 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 280 m²を取得し、転用者の営む工務店業の資材置き場に転用する案件です。なお、転用者は申請地西側の山林及び南側の宅地も併せて取得しており、既存の建物が宅地と申請地にまたがって建っていることについて始末書の提出がなされています。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 23 ページをお願いします。

提案番号 62 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 2 筆計 336 m²を取得し、建売住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 24 ページをお願いします。

提案番号 63 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 2 筆計 526 m²を取得し、隣接する宅地とあわせて社宅及び駐車場に転用する案件です。なお、申請地のうち 1 筆は他の土地と筆界が未定となっておりますが、転用者がそれらの土地をすべて取得し一体的に利用する計画のため、申請を受け付けています。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 25 ページをお願いします。

提案番号 64 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 2 筆計 1185 m²を取得し、アパート、居宅及び駐車場に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 26 ページをお願いします。

提案番号 65 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 938 m²を取得し、隣接地で転用者が運営する障害者支援事業所の駐車場に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。21 ページに現地の状況写真、22 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、6 件です。

○会長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 60 番から 64 番について「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 60 番から 64 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 65 番について「東部地区担当委員」

13 番（隈部誠一君）

提案番号 65 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 63 番について、申請地のうち 1658-2 については地図の点線の部分になるのか。計画図では北側部分まで事業計画地になっているが、ほかの土地についてはどうなっているのか。

○事務局（北原薫君）

1658-2 については、点線部分と推定される。申請地を含む事業計画地は全部で 6 筆あり、そのうちの 5 筆が筆界未定地となっており、申請地以外の 4 筆は宅地や山林であり転用許可申請の必要はない。

今回の場合、筆界未定のすべての筆を一体として使用するため、筆界を特定し、申請地の場所を確定させる必要はない。

○会長（坂本照子君）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 81 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 81 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 82 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

本日の 5 件は、全て公社売渡案件であり、位置図及び字図は公社買入の際に記載しております。

したので、今回は省略しております。

議案書の27ページをご覧ください。

まず提案番号23番の申請地は夢大地かもとの西側に位置する農地で、申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。葉タバコ・WCS等を作付け予定です。なお受け手の要件については、調査書36ページに記載の通りです。

続きまして議案書28ページをご覧ください。

提案番号24番の申請地はこちらも夢大地かもとの西側に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。葉タバコ・WCS等を作付け予定です。なお受け手の要件については調査書37ページに記載の通りです。

次に議案書29ページをご覧ください。

提案番号25番の申請地は旧鶴城中学校付近の農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。スイカを作付け予定です。なお受け手の要件については調査書38ページに記載の通りです。

次に議案書30ページをご覧ください。

提案番号26番の申請地は県立かもと稲田支援学校小・中学部付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。水稻・WCSを作付け予定です。なお受け手の要件については調査書39ページに記載の通りです。

次に議案書31ページをご覧ください。

提案番号27番の申請地は鹿央運輸付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。水稻・麦を作付け予定です。なお受け手の要件については調査書40ページに記載の通りです。

いずれの案件も11月21日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 82 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 83 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 32 ページをご覧ください。

議案第 83 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 50 件で、その面積は 64,135 m²です。

提案番号 267 番から議案書 38 ページの 280 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、飼料米を作付け予定です。調査内容は、調査書 41 ページに記載のとおりです。

提案番号 281 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、イチゴを作付け予定です。調査内容は、調査書 42 ページに記載のとおりです。

提案番号 282 番から 283 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、ナス、スイカを作付け予定です。調査内容は、調査書 43 ページに記載のとおりです。

議案書 39 ページをお願いします。提案番号 284 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。調査内容は、調査書 44 ページに記載のとおりです。

提案番号 285 番から 286 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、大豆を作付け予定です。調査内容は、調査書 45 ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号 267 番から 286 番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 83 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 83 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 84 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 40 ページをご覧ください。議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規が 29 件、再設定が 4 件でその面積は、50,800 ㎡でございます。

提案番号 162 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 46 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 163 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、スイカを作付け予定でございます。調査内容は、調査書 47 ページに記載のとおりでございます。

議案書 41 ページをお願いします。提案番号 164 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、たばこを作付け予定でございます。調査内容は、調査書 48 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 165 番から議案書 44 ページの 171 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 49 ページに記載のとおりでございます。

本日提案しております提案番号 162 番から 171 番の議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 84 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 84 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 85 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 45 ページをお願いします。議案第 85 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 35 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。農地の状況につきましては、「別紙 2 現地写真」の 23 ページに掲載のとおりとなっております。

この案件は、雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 85 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 85 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 46 ページをお開き下さい。

報告第 17 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 5 年 10 月に届出がありました件数は 14 件、筆数の合計は 71 筆、面積の合計は 54,280 m²でございます。詳細につきましては、47 ページから 48 ページに記載のとおりでございます。

以上になります。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第 17 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和 5 年第 1 2 回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 2 2 条第 2 項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

11 番 農業委員

田中 春雄

13 番 農業委員

隈部 誠一